

大阪市危機管理総合情報システム運営管理（無線通信設備）業務会計年度任用職員要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は「会計年度任用職員の採用等に関する要綱」に基づき任用される、大阪市危機管理総合情報システム運営管理（無線通信設備）業務会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（任用）

第 2 条 無線通信設備の運営管理業務に関する会計年度任用職員の選考は、本市防災行政無線設備と同等の無線設備の保守運用管理にかかる監督業務に従事した経験を有するとともに、同設備の運営管理に必要な無線資格を有する者の中から、以下の内容を総合的に勘案して行う。

- (1) 論述試験
- (2) 面接

（再度の任用）

第 3 条 再度の任用を行う場合には、業務の縮小及び廃止等の状況、及び前年度の勤務実績等を総合的に勘案して判断するものとする。

（勤務時間）

第 4 条 会計年度任用職員の勤務日数及び勤務時間等は下記の通りとする。

- (1) 「勤務日数」
週 5 日
- (2) 「勤務時間」
午前 9 時 45 分から午後 4 時 30 分まで
- (3) 「休憩時間」
午後 0 時 15 分から午後 1 時 00 分まで
- (4) 「休日」
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - ウ 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日（前号に掲げる日を除く。）

附 則

この要綱は、令和 3 年 7 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。